

ID: 97

担当部署: 人権推進課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町立児童厚生施設条例施行規則 第3条		
例規番号	平成17年規則第72号		
<p>【根拠条文】 (使用許可) 第3条 他目的に公園を使用しようとする場合は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (対象児童) 第6条 指導の対象となる児童は、小学校児童及びおおむね3歳以上の幼児とする。 2 前項以外の幼児及び生徒であっても必要に応じて利用することができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日